

京丹後市犯罪被害者等支援条例の制定について（概要）

1. 犯罪被害者等支援条例を提案するまでの経過

- 9月 9日 京丹後警察署長と市長との面談
- 11月 25日 京丹後犯罪被害者支援連絡協議会からの意見聴取
- 12月 8日 京都府警察本部による関連法規の説明及び意見交換
- 12月 12日 京丹後市保護司会役員からの意見聴取
- 12月 13日 市内の犯罪被害者から意見聴取

2. 1に示す意見聴取等で出された主な意見

- ・犯罪被害に遭うことは誰も想像していない。
- ・犯罪被害者等支援条例ができることで、誰もが加害者にも被害者にもならないための意識付け、被害者の心情に配慮しながら地域全体で被害者を支える重要性が広く認識されること、そして、万が一市民が犯罪被害を被った場合の具体的な支援制度ができることは、市民にとって大きなメリットである。
- ・加害者の責任をうやむやにするようなことになってはならない。
- ・京丹後市の将来を担う子どもたちに、犯罪被害者等による講演を聞かせる教育活動を実施することで、犯罪のない安心で安全なまちづくりにつながる。

【京丹後市内における刑法犯認知件数の過去10年間の推移】

		13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	
刑法犯認知件数		706	730	771	709	656	550	473	463	438	480	
内、重要犯罪認知件数	重要犯罪認知件数	3	8	5	6	7	2	1	2	4	1	
	内訳	殺人	1		1		1	1				
		強盗	2	1	2	1						1
		放火		2								
		強姦			2	1	3				1	
		略取誘拐・人身売買										
強制わいせつ		5		4	3	1	1	2	3			

（出典：平成22年犯罪統計書・京丹後警察署提供資料）

3. 「京丹後市犯罪被害者等支援条例」の制定により新たに取組む施策とその考え方

- (1) 庁内連絡会議の設置
市役所として総合的な犯罪被害者等の支援を行うため、新たに庁内連絡会議を設け、市役所全体で犯罪被害者等の支援に取り組めます。
- (2) 関係機関等との連絡調整
犯罪被害者等の支援は、国・京都府・警察・民間団体等による様々な制度があるので、個々の事案よって的確な情報提供や助言を行うとともに、関係機関等と被害者の橋渡しをします。
- (3) 見舞金の支給
犯罪被害にあったために緊急に必要な費用に対する経済的な支援をします。
[見舞金の額及び種類]
遺族見舞金30万円 傷害見舞金10万円
- (4) 市有の住居の一時的な提供
自宅が犯罪の現場になるなど、従前の住居に居住することが困難になった場合に、市有の住居を一時的に提供します。
- (5) 「市民相談室」の機能の充実
既に設置している市の総合的窓口である「市民相談室」における犯罪被害者等からの相談機能を充実します。
- (6) 教育活動の実施
犯罪被害者等の置かれた状況等に関する児童等の理解を深めるため、学校等での教育活動に取り組めます。
- (7) 広報・啓発の実施
犯罪被害者等の支援に関する市民の理解を深めるため、広報啓発活動に取り組めます。